

国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和8年1月15日
厚生労働省
保険局国民健康保険課

国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案について、令和7年9月25日（木）から同年10月24日（金）まで御意見を募集したところ、4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	（子ども・子育て支援金を創設し、医療保険の保険者を通じて徴収することに反対の御意見） ・ 子ども支援金制度については国民の賛同を得ていない。 ・ 医療保険制度において使用目的の異なるものを含めて徴収することはおかしい。医療保険の保険料は医療給付の対価として徴収されるべきものであり、子育て支援という医療給付とは無関係の政策目的のものを保険料に上乗せすることは制度の意味を歪めるものである。	子ども・子育て支援金制度は、こども未来戦略が掲げる加速化プランの実行を安定的に支えるものとして、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）で創設されたものです。 また、医療保険制度は、社会連帯の理念を基盤として支え合う仕組みであり、こうした考え方の下で、疾病、負傷等に関する給付を中心としつつも、国民の生活の安定と福祉の向上を目的とした広範な事業も含んでいるほか、後期高齢者支援金や出産育児支援金など、世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれているものです。

	・今回の改正で子育て支援納付金の負担が増える可能性があり、低所得・子どものいない世帯の生活が圧迫され、結婚や出産を遠ざける要因となりえるため、既存の消費税・法人税の効率再分配を優先し、富裕層に対する税率の適正化により財源を確保することや、柔軟な負担の軽減措置（中高齢低所得者減免拡大）を追加で検討すること。	子ども・子育て支援金制度についても、こうした社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える仕組みであり、こうした趣旨を踏まえれば、同支援金は医療保険制度の目的の範囲内であり、同支援金を医療保険の保険料とあわせて拠出するものとしたものです。 なお、子ども・子育て支援金制度は、歳出改革等により保険料負担の軽減を図り、その範囲内で構築することで、全体として実質的な負担が生じないこととしております。
--	--	---